

平成二十七年七月十三日提出
質問第三二二六号

ロシア二百海里内のサケ・マス流し網漁を二〇一六年一月から禁止する法案が成立したことに
よる今後の政府の対応等に関する質問主意書

提出者 鈴木貴子

ロシア二百海里内のサケ・マス流し網漁を二〇一六年一月から禁止する法案が成立したことに

よる今後の政府の対応等に関する質問主意書

ロシアのプーチン大統領は、本年六月二十九日に日本漁船も操業するロシア二百海里内のサケ・マス流し網漁を二〇一六年一月から禁止する法案（以下、「法案」とする。）に署名した。これにより「法案」は成立した。

右と「政府答弁書」（内閣衆質一八九第三〇三号）を踏まえ、質問する。

一 ロシア上院で「法案」が可決された後、プーチン大統領が署名し、「法案」が成立したことにより、来年の二〇一六年一月からロシア二百海里内のサケ・マス流し網漁ができなくなった。今後政府として成立した「法案」実施の延期など、ロシア側に働きかける考えはあるか。

右質問する。